

袖ヶ浦市小規模保育事業 A 型整備運営事業者募集に係る質問及び回答

No.	募集要項項目	質問内容	回答内容
1	5 整備に関する条件	園舎について平屋建て若しくは1階部分と指定されていますが、例えば事務室と職員休憩室は2階、医務スペース、調理室、保育室、トイレは1階として整備することは可能でしょうか。	可能です。
2	5 整備に関する条件	募集要項に記載がありますが、福祉医療機構の融資は融資に関する覚書を受領するまでもに相当な時間を要すると民間金融機関より伺っています。応募期間内に福祉医療機構からの融資に関する覚書の受領が困難となる可能性が高いことから、民間金融機関のみから融資を受けることはできるのでしょうか。	募集要項のP.3「5整備に関する条件（1）ウ」の条件を参照ください。 民間金融機関のみの融資を受ける場合で、抵当権等の制限物権がついている場合は、条件に当てはまらなくなります。
3	5 整備に関する条件	No.2に関連して先に民間金融機関との覚書を提出し、後日（応募期間経過後）福祉医療機構から覚書を受領した際に提出することはできるのでしょうか	応募期間経過後、選考時までの間の応募者の都合による資料の追加の提出は認められません。
4	7 施設整備に係る補助金	建物整備するに際し、賃貸の場合と土地所有の場合に分けて対象経費に含まれるものを教えてください。（建物を賃借する場合の賃料、敷金、礼金、保証金を含めることはできるのか、補助上限額（補助率を含む）は幾らなのか）要項に記載がなく資金計画の見通しをたてることができないことから、具体的に教えてください	賃貸物件の改修の場合は、募集要項 P20 に記載の「保育対策総合支援事業費補助金」が対象となります。 対象経費は、「令和6年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の P12 に記載の以下の経費です。 ・保育所等改修費等支援事業を実施するために必

要な工事請負費

- ・ 原材料費
- ・ 需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）
- ・ 役務費（通信運搬費、手数料）
- ・ 委託料
- ・ 使用料及び賃借料（敷金を除く。）
- ・ 備品購入費、負担金、補助及び交付金

自ら建物を新設し所有する場合は、募集要項 P20 に記載のとおり「就学前教育・保育施設整備交付金」が対象となります。

対象経費は「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の P15 「【別表①】対象経費」及び P23 「【別表 1-1】4 対象経費」をご参照ください。

なお、新たに土地を賃借して整備する場合には必要な賃借料については、「敷金を除き、礼金を含む」とされております。

小規模保育事業所の整備に係る補助上限額につきましては、今後の国等の補助金交付要綱の改正やそれに基づく、補正予算の議決の可否によって変動いたしますので、確定した金額はお示しできませんが、「就学前教育・保育施設整備交付金」及び「保育対策総合支援事業費補助金」の交付要綱

			に記載の金額を参考としてください。
5	8 運営に係る補助金	運営に関する補助金について、運営費補助金の概算はいくらになりますでしょうか。	<p>令和7年4月時点の公定価格から試算した年間の給付費の概算は50,000千円となります。</p> <p>※管理者設置加算、賃借料加算、冷暖房費加算、栄養管理加算及び施設機能強化推進費加算を適用し、処遇改善等加算区分1については平均経験年数4年以上5年未満、処遇改善等加算区分3、1歳児配置改善加算（R7.4月～）は未実施で算出しています。休日保育を実施する場合で要件を満たす場合は別途加算があります。</p> <p>なお、国の法改正の動向により、金額は変動する可能性がございますので、ご注意ください。</p>
6	9 応募手続き	エントリーシート提出後、申請書提出するまでの期間が開く場合において袖ヶ浦市との事前協議等の記載が応募スケジュールに記載がありません。申請書提出期間までの間に袖ヶ浦市と協議はできるのでしょうか。	応募申込書等に係る事項について、協議事項がございましたら、予めご連絡いただければ、協議の場を設けさせていただきます。
7	その他	開設後の資金計画について、今後の長期的な運営のため、開園から5年間の定員数に対する入所率（推測）とその理由を伺いたいです。	<p>入所率の推計は行っていないことから、袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）[令和7年度～令和11年度]を参考としてください。</p> <p>※袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）P73 （2）各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策</p>

1・2歳児（3号認定）

令和8年度

推計児童数 1,022 人

必要利用定員総数 634 人

確保方策合計 639 人

令和9年度

推計児童数 1,056 人

必要利用定員総数 658 人

確保方策合計 658 人

令和10年度

推計児童数 1,052 人

必要利用定員総数 658 人

確保方策合計 658 人

令和11年度

推計児童数 1,020 人

必要利用定員総数 638 人

確保方策合計 658 人

なお、上記は、市内全域の推計値となります。
また、令和8年度以降の確保方策合計には、この度整備しようとする小規模保育事業所の定員19人を含みます。

8	その他	<p>【待機児童について】 公募への参加に向けた事前調査を行っておりますなか、袖ヶ浦市様のホームページにて現状（4月1日時点）を確認させていただきました。</p> <p>これから3年、5年と運営を継続していくことを前提とし、下記についてご教授いただけますと幸いです。</p> <p>1. 開園から3年間の定員数に対する在園率（推測）とその理由 2. 開園から5年間の定員数に対する在園率（推測）とその理由 ※定員は19名を予定しております</p>	<p>在園率の推計は行っていないことから、袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）[令和7年度～令和11年度]を参考としてください。</p> <p>※袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）P73 （2）各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策</p> <p>1・2歳児（3号認定） 令和8年度 推計児童数 1,022人 必要利用定員総数 634人 確保方策合計 639人</p> <p>令和9年度 推計児童数 1,056人 必要利用定員総数 658人 確保方策合計 658人</p> <p>令和10年度 推計児童数 1,052人 必要利用定員総数 658人 確保方策合計 658人</p> <p>令和11年度 推計児童数 1,020人 必要利用定員総数 638人 確保方策合計 658人</p>
---	-----	--	---

			<p>なお、上記は、市内全域の推計値となります。 また、令和8年度以降の確保方策合計には、この度整備しようとする小規模保育事業所の定員19人を含みます。</p>
--	--	--	--